

1 趣旨

大阪府では、職員の再就職に関して、府民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、府政に対する信頼を確保することを目的に、「職員基本条例（第十章退職管理）」及び「職員の退職管理に関する条例」を制定し、長期間在職した職員が府の指定出資法人等に再就職することや他の職員の再就職あっせんに関与すること等を原則禁止し、再就職等の適正な管理に取り組んでいます。

平成24年10月1日以降は、再就職の見返りに財政的援助を行っているとして府民の誤解を招くことのないよう、府が交付する負担金、補助金又は交付金の総額が300万円以上の法人への府職員の再就職は原則禁止されます。府職員の採用を検討している法人のみなさまにおかれましては、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、府の人材バンク制度又は公募による場合等（下記5参照）は、再就職禁止の適用除外とされています。

2 再就職が禁止される者

大阪府（知事部局等）の一般行政部門及び府立学校に勤務する教職員が対象です。

○勤続期間20年以上の職員

○勤続期間20年以上の職員であった者 ⇒ 職員基本条例施行前に退職した者も対象です。

3 再就職が禁止される期間

上記2の者の再就職は、期限の定めなく禁止されています。

4 再就職が禁止される法人（職員基本条例第32条第1項第4号関係）

再就職しようとする日の前年度又は前々年度のいずれかにおいて、府が交付した負担金、補助金又は交付金の総額が300万円以上の法人への再就職を禁止します。（再就職しようとする日が4月1日から9月30日までの場合は、前々年度又は当該日の3年前の年度）

<イメージ>

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
				(再就職しようとする日)			
補助金等の交付なし	補助金等の総額300万円以上	4月→9月	10月 → 3月	4月 → 9月	10月→3月		
補助金等の総額300万円以上	補助金等の交付なし	再就職禁止 (平成22年度又は23年度の総額を基準)				平成23年度又は24年度の総額を基準	

5 再就職禁止の適用除外規定（職員基本条例第32条第2項関係）

○人材バンク制度による場合（別紙参照）

○職員の退職管理に関する条例第10条に定める場合（ハローワークや民間職業紹介事業者の紹介、公募、知事が人事監察委員会の意見を聴いて承認した場合等）

6 規制に違反した場合（職員基本条例第37条及び第38条関係）

規制に違反した場合は、大阪府が職員の氏名や法人名を公表します。

また、職員基本条例に基づく再就職等の規制を監視する人事監察委員会は、知事に対し、規制に違反して再就職させた法人に対する府の財政上の措置の全部又は一部の廃止などを勧告する権限を有しており、知事が同勧告に基づく措置を行う場合があります。

再就職等の規制に関するご不明な点につきましては、電話又はEメールによりお問い合わせください。

大阪府総務部人事局人事課人材グループ

TEL(06)6941-0351(内線2141) E.MAIL junjig01@sbox.pref.osaka.lg.jp

職員基本条例(平成24年大阪府条例第86号) (抄)

(出資法人等への再就職の禁止)

第32条 別に条例で定める勤続期間が20年以上である職員又は職員であった者は、離職後、次に掲げる法人に就職することができない。

一 ～ 三 (略)

四 府が負担金、補助金又は交付金その他の財政的援助をしている法人であって、当該財政的援助がなければその運営に多大の影響を及ぼすものとして規則で定める法人

職員基本条例に基づく出資法人等への再就職の禁止に関する規則 (平成24年大阪府規則第102号) (抄)

(府の財政的援助がなければその運営に多大の影響を及ぼす法人)

第3条 条例第32条第1項第4号の規則で定める法人は、職員又は職員であった者が就職しようとする日の属する会計年度の前会計年度又は前々会計年度 (その就職しようとする日が4月1日から9月30日までの期間に属する場合にあつては、前々会計年度又は当該日の3年前の日の属する会計年度) のいずれかにおいて府が交付した負担金、補助金又は交付金の総額が3百万円以上である法人 (同項第1号から第3号までに掲げる法人並びに国及び他の地方公共団体を除く。) とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 人材バンク制度による場合

二 出資法人等の役員等の地位であつて規則で定めるものに職員又は職員であった者を知事が推薦する場合

三 別に条例で定める場合

職員の退職管理に関する条例 (平成23年大阪府条例第6号) (抄)

(出資法人等への再就職の禁止の適用除外)

第10条 職員基本条例第32条第2項第3号の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職業安定法 (昭和22年法律第141号) その他の法令の定める職業の安定に関する事務による場合

二 職員の分限に関する条例 (昭和26年大阪府条例第41号) 第8条第8項の規定による支援による場合

三 職員基本条例第32条第1項各号に規定する法人が行う公募による場合

四 退職手当通算予定職員として退職手当通算法人の地位に就く場合

四 前3号に掲げるもののほか、知事が人事監察委員会の意見を聴いて承認した場合

府職員の退職管理に関する詳細については、大阪府のホームページよりご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/tais yokukanri/index.html>

大阪府退職予定者人材バンク制度 求人情報登録のご案内

大阪府では、透明性を確保して、職員のセカンドキャリア形成を支援するとともに、職員として培った知識や経験などを社会の様々な分野でご活用いただくことを目的として「人材バンク」を設置しています。

人材バンクには、勤続20年以上の経験豊富な職員（教員）が登録しています。求人にあたっては、是非とも、大阪府の人材バンクをご利用いただきますようお願いいたします。

Step1

- ・ 求人情報登録 ホームページより、求人票をダウンロードしてください。求人票につきましては、下記連絡先のメールアドレスへの送付をお願いします。
- ・ 大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/jinzaibank/index.html>

Step2

- ・ 人材バンクより、求人票の内容を確認させていただきます。職員に周知後、面接希望者の人材情報を送付いたします。

Step3

- ・ 面接日時決定 面接日時を決定すれば、人材バンクより面接希望者に連絡いたします。

Step4

- ・ 面接実施 当事者間で面接を実施してください。人材バンクには、面接結果について連絡をお願いします。

【人材バンクの特徴】

- 人材バンクのご利用には、一切、費用はかかりません。
- ご提供いただきました求人情報については、庁内WEBを活用し、すべての職員（教員）に周知します。
- 採用可否については、当事者間の面接により決定できます。人材バンクは関与しません。（適任者がいない場合は採用を見送ることも可能です。）

連絡先：大阪府庁（代表）06-6941-0351

事務職や各種技術職の求人に関すること：総務部人事局（内線2141）

求人票送付先 jinji-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

教員の求人に関すること：教育委員会事務局教職員室（内線3450）

求人票送付先 kyoshokuin-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp

求 人 票

平成 年 月 日

※ 事業所名			
所在地			
代表者	役職名		氏名
業種・事業内容			
その他概要	設立年月日	年 月 日	資本金等 円
	役員数	人	職員数 人
勤務場所	〒 (所在地に同じ場合は、記入を省略)		
※ 最寄駅	線 駅(徒歩・バス 分)		
※ 役職名等			
※ 募集人数	人		
※ 職務内容			
※ 給与(税込)	年 収	万円程度	月収 万円程度 賞与 万円程度(年間)
※ 勤務時間	平日：午前 時 分～午後 時 分 土曜日：午前 時 分～午後 時 分 その他：()		
※ 休日	日 <input type="checkbox"/> 日曜・祝祭日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> その他()		
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(正社員 <input type="checkbox"/> 嘱託) <input type="checkbox"/> 非常勤(嘱託) <input type="checkbox"/> その他()		
※ 採用予定年月日	平成 年 月 日		
※ 雇用期間 <small>該当箇所に■を入れ内容を記入してください。(適宜修正可)</small>	<input type="checkbox"/>	1年ごとの更新で 歳まで(延長可・不可)	
	<input type="checkbox"/>	歳まで(延長可・不可)	
	<input type="checkbox"/>	1年ごとの更新で採用から 年間(延長可・不可)	
	<input type="checkbox"/>	採用から 年間(延長可・不可)	
社会保険等	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 厚生 <input type="checkbox"/> 雇用 <input type="checkbox"/> 労災 <input type="checkbox"/> その他()		
※ 特記事項 (求める能力・経験等)			
※ 面接予定年月日	平成 年 月 日		
※ 人材バンク以外の手法による求人	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> その他()		
備考			
※印の項目が、求人情報登録一覧表に掲載されます。			
連絡責任者 (担当者)	役職名		
	氏名		
	電話		
	E-mail		

1 人材バンクからの連絡は電子メールで行います。

2 この求人票は、面接希望申込者に送付します。